

# 媒介業務運営規程

Cboe ジャパン株式会社

## (目的)

第1条 本規程は、当社による媒介業務運営において必要な事項を定める。

2 当社及び媒介参加者は、当社の提供する媒介業務の公正、かつ、円滑な運営に資するべく、金融商品取引法（以下、「法」という。）及びその関係法令（以下、総称して「法令」という。）、日本証券業協会規則、本規程を含む当社による媒介業務運営に関する諸規則（以下、総称して「諸規則」という。）並びに信義則を遵守するものとする。

## (運営時間)

第2条 当社による媒介業務運営時間は、午前8時20分から午後3時までとする。

## (休業日)

第3条 次に掲げる第1号から第6号までを休業日とし、原則として媒介その他一切の業務を行わない。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 国民の祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日
- (4) 前日及び翌日が国民の祝日である日
- (5) 土曜日
- (6) 12月31日、1月1日、1月2日、1月3日

## (媒介業務の臨時停止、臨時挙行)

第4条 前2条にかかわらず、媒介業務運営に支障を生じたときには、媒介業務の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に挙行することができる。

## (臨時停止、臨時挙行の通知)

第5条 当社は、臨時休業日又は媒介業務の臨時停止若しくは臨時挙行を定めたときは、あらかじめその旨を媒介参加者に通知する。

## (媒介参加者の媒介申込契約の締結)

第6条 当社による媒介業務への参加を希望する金融商品取引業者の媒介申込契約の締結に当たっては、当社は申請者の本人確認を行い、金融商品取引所の取引参加資格を有することを確認の上、媒介申込契約の基準に適合していると認める者を審査の上、当社所定の媒介業務約款（以下、「媒介約款」という。）に基づく当該契約の締結を許可する。

## (届出事項等の変更)

第7条 媒介参加者は、当社に届け出ている媒介参加者に関する情報について変更があるとき又は媒介参加者のシステム障害等により当社の提供する媒介業務に関して、諸規則、媒介約款等の遵守が困難となる状況に至った場合には、当社に対して当社所定の様式或いは適当な方法によりその旨を届け出るものとする。

## (媒介参加者の媒介申込契約の解約)

第8条 次の各号のいずれかに該当したときは、当社は媒介参加者の媒介申込契約を解約する。但

し、当該解約時において媒介参加者の当社に対する債務が残存する場合には、その限度において本規程は効力を有するものとする。

- (1) 媒介参加者が解約を希望する日の30日以上前に、当社に対して所定の書式により解約の申出をし、当該解約日が到来したとき。
- (2) 媒介参加者が、本規程の条項のいずれかに違反し、当社が媒介参加者の媒介申込契約の解約を通告したとき。
- (3) 媒介約款に基づく解約事由が生じたとき。
- (4) 媒介参加者が、反社会的勢力に該当すると認められたとき、又は媒介参加者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行ったとき。
- (5) 前各号のほか、やむを得ない事由により、当社が媒介参加者に対して解約の申出をしたとき。

2 前項に基づき媒介参加者の媒介申込契約を解約する場合、当社は、媒介参加者の当社における媒介の制限を行う。

(説明書等の交付)

第9条 媒介参加者が当社の媒介業務を利用する場合は、当社は媒介参加者に本規程、媒介約款並びに Cboe ジャパン媒介業務サービス・ガイドを交付するものとする。

(ID 番号等の取扱い)

第10条 当社は、媒介参加者に対し、当社の媒介業務への接続に必要な ID 番号及びパスワードを付与する。

2 媒介参加者は、当社に当該 ID 番号及びパスワードを管理する担当者を所定の様式により届け出るものとし、当該担当者に異動があった場合には、媒介参加者は当社に所定の様式により変更届を提出するものとする。

(媒介有価証券の種類及び銘柄)

第11条 媒介有価証券の種類は、法第2条第1項第7号に規定する協同組織金融機関の発行する優先出資証券、9号に規定する株券、第10号に規定する投資信託受益証券、外国投資信託の受益証券、第11号に規定する投資証券、外国投資証券、第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券、第17号に規定する外国法人の発行する株券、外国受益証券発行信託の受益証券、第20号に規定する外国株預託証券のうち、本邦金融商品取引所市場に上場されているものの中から当社が指定したものとする。

(媒介の態様)

第12条 当社における媒介業務は、媒介参加者1社と他の媒介参加者1社を各当事者とする媒介を行う方法により行うものとする。媒介価格は媒介参加者の合意により決定される。

(媒介株数単位)

第13条 媒介株数単位は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 株券：内国株券は、上場会社が単元株式数を定めているときは、当該単元株式数とし、定めていないときは1株とする。但し、当該株券の売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所が特に指定した銘柄については、当該取引所が定めるところによるものとし、同一の上場会社が発行する複数の種類の内国株券が上場する場合にあっては、それらの売買単位は同一とする。また、上場会社が単元株式数の変更等を伴う併合等（株式の併合、株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式が割り当てられるものに限る。）又は株式の分割をいう。以下同じ。）を行う場合には、当該併合等の効力発生の日から当該併合等の効力発生の日の前日までの期間について、当該併合等の効力発生後の単元株式数とする。外国株券は、原則として以下の通りとし、当該株券の売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所が当該株券の発行者の本国における会社制度等から、当該単位によることが妥当でないと認めた場合は、当該取引所がその都度定める単位によるものとする。

イ 100円未満の場合：1,000株単位

- ロ 100 円以上 500 円未満の場合：500 株単位
- ハ 500 円以上 5,000 円未満の場合：100 株単位
- ニ 5,000 円以上 1 万円未満の場合：50 株単位
- ホ 1 万円以上 5 万円未満の場合：10 株単位
- ヘ 5 万円以上の場合：1 株単位

- (2) 優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券及び内国証券信託発行受益証券は、1 口とする。但し、当該銘柄の売買に係る基準となる価格を公表する金融商品取引所が特に指定した銘柄については、当該取引所がその都度定める口数とする。
- (3) 外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券：第 1 号のうち、外国株券に係る規定は、外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券について準用する。この場合において、「1 株」とあるのは「1 口」と読み替えるものとする。
- (4) 外国株預託証券：第 1 号のうち、外国株券に係る規定は、外国株預託証券について準用する。この場合において、「1 株」とあるのは「1 証券」と読み替えるものとする。

#### (媒介の原則)

第 14 条 媒介業務は、下記の順位に従って処理する。

- (1) 低い値段の売指値は、高い値段の売指値に優先し、高い値段の買指値は、低い値段の買指値に優先する。
- (2) 同じ媒介参加者により、売買両側の指値条件が合致した場合には、違う媒介参加者による指値合致より優先し、媒介処理が行われる。
- (3) 指値が登録された時間の先後により、先に登録された指値は、後に登録された指値に優先する。

#### (媒介依頼の有効期限)

第 15 条 媒介参加者の媒介依頼の有効期限は、当社が当該依頼を受信した当日を最大限度とする。

#### (媒介依頼の取消しの例外措置)

第 16 条 媒介参加者のシステム障害等により、媒介参加者端末から媒介依頼済みかつ未成約注文の取消し又は変更ができない場合、当社は電子メールによる当該依頼内容の取消しを受け付けることがある。当該申込みを受ける場合、あらかじめ媒介参加者から当社に届出のある取引責任者または、取引担当者からの電子メールに限るものとし、原則として当該媒介参加者に係る未成約内容の全取消しのみを受け付け、部分取消し及び変更は受け付けない。

#### (媒介の連絡)

第 17 条 媒介が成立したときは、直ちにその内容を売方媒介参加者及び買方媒介参加者に報告する。

#### (媒介の付帯サービス)

第 18 条 媒介参加者からの事前の指定があれば、媒介が成立した際に、その処理内容を、媒介参加者の名義で、売買立会によらない取引を行う取引所金融商品市場 (ToSTNeT) に取次ぐための、弊社が提供する連絡システムを利用することができる。

#### (媒介の報告及び記録)

第 19 条 媒介が成立したときは、受託した指値等の記録を 3 年間保存する。

#### (機密保持)

第 20 条 当社による媒介業務運営に従事する者は、媒介参加者の取引に関する情報を外部に漏洩してはならない。

#### (報告書等の作成及び提出)

第 21 条 媒介参加者は、媒介参加者に係る媒介の内容等について日本国の政府機関等、日本証券業協会又は当社が法令・諸規則に基づき、媒介参加者に対して行う報告要請、資料徴求に関して、当該報告、資料提出に異議を申し立てない。この場合、媒介参加者は、必要に応じ、法令・諸規則等の定める合理的な範囲内において、報告書その他の書類の作成に協力するものとする。また、当社は、法令・諸規則に基づく日本国の政府機関等、媒介内容に関する報告義務を遵守するとともに、法令・諸規則に基づき当社に対して行われる報告要請、資料徴求については、当該要請等に従うものとする。

2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社において故意又は重過失がない限り、当社は免責されるものとする。

#### (媒介情報の利用)

第 22 条 当社における媒介業務に係る情報については、当社はその利用について永続的な所有権を有する。但し、媒介参加者の手口情報並びに付随する属性情報等については、機密情報として、媒介約款に規定する守秘義務を負うものとする。

#### (媒介の停止又は制限)

第 23 条 次の各号に掲げる場合は、特定の銘柄或いは媒介参加者について媒介業務を停止又は制限することがある。

- (1) 媒介有価証券について、金融商品取引所が、売買の停止を行った場合
- (2) 媒介約款が解約された場合
- (3) その他、当社が必要と認めた場合

#### (手数料)

第 24 条 手数料は、媒介開始時に別途媒介参加者と取り決め、それに基づき手数料を授受する。

#### (免責事項)

第 25 条 当社は、以下に掲げる事項により媒介参加者に生じた損害については、その責任を負わないものとする。なお、以下に掲げる事項が発生した場合であっても、それまでに媒介処理が成立した媒介の有効性には、何ら影響がないものとする。

- (1) 当社の故意又は重過失によらない通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等若しくはこれらを通じた情報伝達システムの障害又は瑕疵、又は第三者によるこれらに対する妨害、侵入、情報改変等により、当社との取引における情報伝達の遅延又はその誤謬若しくは欠陥が生じた場合。
- (2) 当社への媒介依頼が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー内容の瑕疵等により、当社へ伝達されなかった場合、又は誤った伝達内容となった場合。
- (3) 当社への接続に際し、媒介参加者が使用した ID 番号又はパスワードが、予め当社に登録されている当該媒介参加者の ID 番号、又はパスワードと一致していることを当社が確認して行った媒介の成立、その制限及び中断。
- (4) 媒介参加者による媒介約款に反した取引。
- (5) 当社の故意又は重過失によらない当社と媒介参加者との間の通信回線の第三者による傍受等。
- (6) 当社が約款又は媒介業務運営規程に基づき行った判断又は行為。
- (7) その他当社の故意又は重過失によらない事由。

2 当社は、予見の可否を問わず、媒介参加者の逸失利益、売買損失、間接的損害の賠償の責任を一切負わない。

3 当社は、直接、間接を問わず、媒介参加者のあらゆる請求について、原則として当初の請求原因発生の日から起算して、1 年以内に当該媒介参加者が当社に支払った手数料額をその請求上限額とする

#### (記録の保存)

第 26 条 当社と媒介参加者間の電子メール、その他の通信記録については、業務運営の公正性確保及び媒介参加者との紛争防止の観点から、当該通信に係る媒介の成約、或いは、当該通信に係

る懸案事項が解決した後、5年間、当該部署において保存するものとする。

(本規程の改正)

第27条 本規程の改正に際しては、やむを得ない場合を除き、媒介参加者への適当な事前周知期間を経た後に、改正を行うものとする。

#### 付 則

本規程は、2016年8月29日から施行する。

本改正は、2019年7月16日から施行する。

本改正は、2021年10月6日から施行する。

本改正は、2022年2月1日から施行する。